

本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和元年11月26日（火） 10:30～11:35

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

航空局：航空ネットワーク部 岡野航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 原、大沢

4. 議事概要

- 航空局から、本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請（混雑空港の内、今回は東京国際空港分）について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 現行の発着枠の回収に関する仕組みについては、運航実績のある航空会社へ優先的に発着枠を割当とするIATAのガイドラインには矛盾していないのか。
 - ② いわゆる「3便ルール」は、インバウンド客が多く訪れる地方の観光振興に役立っているといえるか。
 - ③ 発着枠を回収・再配分する際の評価項目・評価点は見直しを行っているのか。等について、意見・質問があった。

これに対し、航空局からは、

- ① 発着枠の回収の仕組みについては、外部有識者を構成員とする「羽田空港発着枠配分基準小委員会」（以下、「同委員会」という）において、混雑空港の使用許可制度の創設時には回収割合について5～10%程度とする方向で議論されていることや、過去に米国において発着枠を回収した際には航空会社に与える影響が最小限となるよう5%程度の回収にとどめた等を踏まえつつ、今回あらためてご議論いただき、適当とされたもの。これは、I

ATAのガイドラインに矛盾するものではない。

- ② 3便ルールについては、インバウンド対応という観点よりも地方路線の維持による多様な航空ネットワークの確保という観点に重点が置かれている。インバウンド向けの対応としては、航空会社による訪日外国人向けの割引運賃の設定を通じて対応している。
- ③ 同委員会において、評価項目・評価点等の発着枠の配分に関する基準の見直しを行っている。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。